別表五(一)

「利益積立金額及び資本金等の額の計算に関する明細書」

1 利益積立金額の計算に関する明細書

(1) この明細書の用途

この明細書は、法第2条第18号((定義))及び令第9条((利益積立金額))に規定する利益積立金額を計算するために使用します。

(2) 各欄の記載要領

欄	記	載	要	領		注	意	事	項
「区分」の「 積立金2」 以下の空欄	「利益準備金 の否認金額のう いて、その名称	ち留保し	た金額を						
「期首現在利益積立金額①」	原則として、 首現在利益積立 決定があった場 る金額)を移記	金額④」 合には、	の各欄の	金額(更正	E又はしてあ	るときは 載し、「当 引翌期首	、この 期の 現在	の欄 曽減 利益	
「当期の増減」	保留の(民」なに 人税税る28税載 地あ(「3) (以るをそもま則)②保場仮税におよ納税又充と、30し当方る)3 中資下中除のにれなし金のに法又印次記充利市金と「0)ま期法場のの間本同間き積、るおとののに法又印次記充利市金と未のすの人合「金中当余で当す金繰とこて額金別人はをの載当子町2に納「。中税に当額門積金す。の越にの、を額表税仮付よし金税村7」、道海 間、は期間間積金す。の越にの、を額表税仮付よし金税村7」、道海 間、は期間間積金す。の越にの、	、を四額払けうまを、民の「府②「納道、発を」立の。)資以取損な「増、の、市てなす取延税「未県」「付府納生」に金額若本下崩益り③の)減払村載合「原税額②法税こ と民の額納わを減く余じを2寸	「内境なけんで、自免員の人名と、ころの頁法により、今でであったの算地民しに、しをを」人29れ、し税有②人ぞ取には金で「」。はにに法額す、、、き付そ及又の、納はにの税記崩伴益額。②「別応に法額す、、、き付そ及又の、納はにの税記崩伴益額。②「表に記人」。別、法ましのびは税、付市関「等載しずのので」増	とのでは税に、表の人すた合未「額、す町係328してら配減をに③四でし額つ、四、税)場計納未を、ベ村な」、つま乗の当少た記」の記た、いいと、及、合額地納そ、き民く「3す余除又に場すの加し値で、関い道にを対市れ、法税、8」。 ゆきいげ合うを対し値が	算ま反公は 系 地府は記去打ぞ 人の別 の のまいうにる領」す払道「 な 方県「載人村れ 税額表及「 配すわもにとにの。税府増 く 法民納す税民記 、が五び増 当。ゆの、と含	金地くを町の法税29税ぞ(に等入そ減別又でを③し)の剰立損にい経方)し村金人2~3れ当よのすの」表はの「」まま決余て金つて理法2た民額税1及)記期り金る積の匹「各当にすた算金たのい「	を人」道税に及「びの載中積額も立「に43欄期△。、のの準額て減し税及府3つび未「「しにみでの額増お」にの印善当確処備には算	た(び県」い未納未減ま剰立損にを別いか記増を「期定分金算、」法附「民のて納道納②す余て金つ「『てら載減付「末のに等入別又	人帯損税「は地府市」税税金及保(未法民村でで) 納人税民に で (大) は で (大) は で (大) は で (大) で (大) に で (大) に で (大) に で (大) に が

欄	記	載	要	領	注 意 事 項
				記当に係る利益準	記載した金額を「当期の
		ま、「利益準	備金1」	の「増③」に記載	増減」の「増③」に△印
	します。	年 10 日 1	日日後に	適格合併に該当し	を付して記載します(その積立額は、翌期におい
				がある被合併法人	て「当期の増減」の「増
				整資産がある場合	③」に記載します。)。
	には、令領	第9条第1	項第1号	ヲに規定する金額	(3) 剰余金の配当、利益の
		又は「増		·	配当若しくは中間配当又
				又は適格現物分配	はこれらに係る利益準備
				又は現物分配法人	金の積立てのために取り
				ある場合には、令 号までに規定する	崩した繰越利益金の額 は、「繰越損益金 26」の
		1 項先 2 万 曽③」に記			「減②」の金額に含まれる
		– –		がある法人の株式	ことになります。
				ずる場合には、「区	
	分」に「C	○株式(智	导附修正).	などと表示した	
				こ規定する金額を	
		は「増③」		· -	
				承継法人に移転を 会第12第	
				合第9条第1項第 に記載します。	
				分配法人の株主等	
				こは、令第9条第	
	1 項第 11	号に規定す	る金額を	「減②」に記載し	
	ます。				
				載少分配並びに自	
				てる利益積立金額	
				項第 12 号から第 咸② に記載しま	
	14 <i>5</i> ま い	に飛足する	金領を「	成仏」 に記載 しま	
		習産につ	き減価償却	印超過額(法第 31	
	. ,			即費の計算及びそ	
	の償却のフ	方法》に規2	定する損会	をの額に算入され	
	_		, , ,	ぶある場合におい	
				第48条第5項第	
				の方法》に規定するの評価提供はず	
				その評価損はまず ものとして、その	
				質の金額(その減	
				の越された減価償	
	却超過額	と当期の償	却超過額。	との合計額) との	
	· ·			」に「減価償却超	
				に記載するとと	
				る評価損の金額を	
	「臧②」に言 載します。		懶の上段(こ△印を付して記	
			合にけ - 2	それぞれに従って	
				会白に記載された	
		不符合とな			
「繰越損益金 26」	「期首現在	E利益積立		こは、利益剰余金	
				は△印を付してく	
				「減②」に記載す	
				責立金額①」を0	
	とし、改めて	て利益剰余	金の当期を	ド残高を「当期の	

欄		記	載	要	 領		注	意	事	項
	増減」の	「増③」	に記載	します。						
	「増③_	は、	当期以前	の各事業	年度又は各連結					
	事業年度	(法第6	54条の4	第1項((公益法人等が普					
					金額の計算》)又					
					区成31年旧法」					
					《公益法人等が					
					金額の計算)の					
					各事業年度又は いて次に掲げる					
					いて妖に掲げる 次に定める金額					
					大に足める並領 ます。この場合、					
					して記載した金					
					から減算して計					
	算します。			_						
	(1) 公益?	法人等ご	又は人格	のない社	団等のその収益					
					産及び負債がそ					
					債となったこと					
					益事業に関する					
					負債の価額とし					
				る帳簿に	記載された金額					
	を減算			トカは物	日知る英に裁判					
					同組合等に該当 条の4第1項又					
					未の4ヵ1項ス 1項の規定の適					
					その該当するこ					
					行時」といいま					
					収益事業以外の					
	事業に	属してい	ハた資産	に限りま	す。)の価額とし					
	てその	移行時に	こおいて	その帳簿	に記載されてい					
	た金額	からその	の移行時	において	有する負債(そ					
					いた負債に限り					
					においてその帳					
					した金額					
					益法人等を被合 人がその適格合					
	D 1 10 17 1	_ /			人かその週俗合 有する法人であ					
					有りる伝入しめ 係る被合併法人					
	-				い法人であった					
					び負債(その法					
					公益法人等であ					
	った場	合には、	その収	益事業に	属する資産及び					
	負債と	なった。	ものに限	ります。)	の引継ぎを受け					
					スは平成 31 年旧					
					適用があったも					
					第 123 条の 3 第					
					分割における合					
					経価額等》に規定 項に規定する帳					
					頃に規定する帳 令第9条第1項					
					ア弗3米弗1頃 減算した金額					
					成鼻した金領 は第2項若しく					
					は第2項名して 1項若しくは第					
					(令第 131 条の					
					積所得金額から					
	ı					1				

欄	記	載	要	領	注	意	事	項
「未納法人税及び未納地方法人 税(附帯税を除く。) 28」	する合併につ 適用がすする 調 (5) 法第 64 条の 第 64 条の (令第 131 も る 該人との 規定の 適用が	まきこ整 り第のに併あ定に 法取の対るす令と公 第415限にっす相 人戻支す法(又131当目 項第りつたる当 税税出る人(対131期的 項規項す令と急る 連、額人を	そ条末財 告定第。第 医金 結りに税含ののに産 しの5又13当療額 納一対及み法5お残 は適号は1期等 税スすびま人第け額 ば用にそ条末確 の特る特す	を項目に 平が掲ののに保 を別法定 7 る 旧こ合合項同資 消戻土社及 1 から 5 お事 の除税族本税 2 の項金 法とに併の条産 し税地のび				
「当期の増減」の「増③」の「未納法人税等」の「確定」の各欄	この申告によ	り納付すべ 又は市町村 現在未納税	き法人税 民税の額 額⑥」の	及び地方法人 について別表 「4」、「9」	別納び額間合で税増額記表税「が納)の」減(載面を対して変等」△し	⑥」の 」る額は欄との に場る はに はに はに はた)「4 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	(△印)の なわち、金がある から「25」 収還付法 にその

(3) 根拠条文

法2十八、令9

2 資本金等の額の計算に関する明細書

(1) この明細書の用途

この明細書は、法第2条第16号《定義》及び令第8条《資本金等の額》に規定する資本金等の額を計算するために使用します。

発行済株式又は出資のうちに2以上の種類の株式又は出資がある場合には、別表五(一)付表の記載が必要となります。

(2) 各欄の記載要領

欄	記	載	要	領		注	意	事	項
「区分」の「34」及び「35」の 空欄	「資本金又は 以外の資本金等 ます。	-			_				
「期首現在資本金等の額①」	前期分のこの 等の額④」の各 場合には、その 記します。	欄の金額	(更正又	ては決定があ	あった	るときに 載し、「当 引翌期首	、こ i期の 可現在	の欄 増減 資本	申告であ だけを記 」及び「差 金等の額 ありませ
「当期の増減」	(1) 令第8条第 げる金額を 各欄の「増3 (2) 令第8条第 げる金額を△ 「35」までの	「資本準備会 の」に記載し 第1項第13 ム印を付して	≥33」が します。 号から9 て「資本	ぶら「35」 第 22 号まで 準備金 33」	までの でに掲 から				

(3) 根拠条文

法2十六、令8